

# 複合過去記号素における動詞記号素の対立の解消

川 島 浩 一 郎

## 0. はじめに

複合過去記号素において、動詞記号素の対立は解消する。複合過去記号素は動詞記号素ではない。実際(1)の a や(2)の est にどの動詞記号素の実現形が含まれていると仮定してみたところで、そこに論理的な不都合は生じない。(1)の a や(2)の est に動詞記号素の実現形が含まれているとする仮定が、そもそも間違っているからである。

(1) Il a sorti son téléphone portable et a composé un numéro. (Cécile Krug, *Demain matin si tout va bien*, Collection J'ai lu, 2004, p.82)

(2) Il est sorti de prison il y a deux ans. (Guillaume Musso, *Et après...*, Collection Pocket, 2004, p.117)

表意単位とその実現形は、一対一対に対応しない。よって、表意単位と実現形の対応を実現形の「かたち」だけを根拠に推定することはできない。複数の発話の切片が同一の表意単位の実現形であるのかそうでないのかを判定するには、実現形の「かたち」以外の基準が必要である。

表意単位の複数の実現形(X, Yと記号化する)が異なる表意単位の実現形として認定されるには、X, Yが、少なくとも次の2条件を満たすことが必要である。(a) X, Yを、文脈の一点で入れ換えることができる。(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。X, Yが条件(a)を満たすが条件(b)は満たさない文脈において、XとYは同一の表意単位の実現形である(自由変異体)。X, Yが条件(a)を満たさない文脈において、XとYは条件変異体の関係にある可能性がある。一般に、X, Yが条件(a)を満たさない文脈においては、XとYが同一の表意単位の実現形であるのか異なる表意単位の実現形であるのかを検証する必要がない。

動詞記号素を、意味だけにもとづいて定義することはできない。動詞記号素は統辞的な観点から定義すべきである。動詞記号素はまず、述辞に特化した記号素の一つである。また述辞に特化した記号素のなかで、主辞機能を要請できるのは動詞記号素だけである。したがって動詞記号素は、述辞に特化した、主辞機能を要請できる記号素だと定義してよい。

X, Yが対立すると言われるためには、XとYが、少なくとも次の2条件を満たすことが必要である。(a) X

とYを、文脈の一点で入れ換えることができる。(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。X, Yが対立するのかもしれないのかについては、文脈ごとの個別の検証が必要である。

ある文脈で存在する対立が別の文脈で消失する現象を「対立の解消」と総称しよう。ある文脈で対立するX, Yに機能的な共通部分があり、その共通部分を備えた実現形が他の文脈では一つも現れない場合、後者の文脈においてXとYの対立は解消する。XとYが対立する文脈が存在することは、XとYに対立の解消が生じるための前提条件の一つである。この前提条件はまた、XとYに機能的な共通部分があることを意味する。

複合過去の動詞形には、動詞記号素の実現形が含まれる。複合過去の動詞形にはまた、複合過去記号素の実現形も含まれる。複合過去の動詞形には、動詞記号素の実現形と複合過去記号素の実現形が含まれることになる。つまり、動詞記号素と複合過去記号素は異なる記号素だと考えてよい。複合過去記号素の実現形に、動詞記号素の実現形が現れることはない。

したがって複合過去記号素において、動詞記号素の対立は解消する。複合過去記号素の実現形には、確かに、動詞記号素の実現形と同形の切片が含まれる。しかし、その切片は動詞記号素の実現形ではない。なお動詞記号素は、それらの間に対立の解消を認めるための前提条件を満たしている。

複合過去記号素においては、動詞記号素を他の動詞記号素と入れ換えることが不可能である。そこに動詞記号素の対立がないからである。したがって複合過去記号素にあつては、ある動詞記号素を他の動詞記号素と区別することができない。上記の条件(a)が満たされないからである。実際、複合過去記号素の実現形に、どの動詞記号素の実現形が含まれるのかを具体的に特定することは、論理的に不可能である。

## 1. 事実と概念、用語の確認

### 1.1 表意単位の抽出

#### 1.1.1 表意単位と実現形の対応関係

表意単位とその実現形に、一対一対の対応関係はない。男女差、年齢差、地域差、個人差、声の大きさ話す速さなど、音声的なすべての違いを考慮に入れば、同一の

表意単位の実現形は無数に存在する<sup>1</sup>。異音同義や同音異義もある。たとえば *paie* と *paye* のように、同じ表意単位が異なる実現形をもつことがある。また *le mode* の *mode* と *la mode* の *mode* のように、異なる表意単位が(音声的な微細な違いを除けば)同じ実現形をもつこともある。

- (3) Je *suis* venu à Clinton en 1952, après mon mariage. (Maxime Chattam, *In tenebris*, Collection Pocket, 2002, pp.316-317)
- (4) Je *suis* aveuglé par l'Atlantique ensoleillé. (Frédéric Beigbeder, *Windows on the World*, Collection Folio, 2003, p.35)
- (5) Je *suis* tendu. (Maxime Chattam, *In tenebris*, Collection Pocket, 2002, p.493)
- (6) Je pense donc je *suis*. (Frédéric Beigbeder, *L'amour dure trois ans*, Collection Folio, 1997, p.111)

つまり、ある実現形がどのような表意単位の実現形であるかは、実現形の「かたち」という基準だけでは決定できない。たとえば(3)、(4)、(5)、(6)の *suis* を、これらが同形だからという論拠だけで、同一の表意単位の実現形だと言うことはできない。また、根拠なしに、これらの *suis* を異なる表意単位の実現形であると言うこともできない。表意単位とその実現形の間に、一対一の対応関係はないからである。

したがって、発話の切片が複数、任意に与えられたとき、それらが同一の表意単位の実現形であるのか異なる表意単位の実現形であるのかを判定するためには、実現形の「かたち」以外の基準が必要である(1.1.2を参照)。その基準なしには、*paie* と *paye* を異なる表意単位の実現形とすることも、*le mode* の *mode* と *la mode* の *mode* を同一の表意単位の実現形とすることも、恣意的にできてしまう。つまり表意単位と実現形の対応を検討するための基準がなくなってしまうことになる。

### 1.1.2 異なる表意単位の実現形としての認定基準

表意単位の複数の実現形(X、Yと記号化する)が異なる表意単位の実現形として認定されるには、X、Yが、少なくとも次の2条件を満たすことが必要である。(a) X、Yを、文脈の一点で入れ換えることができる。(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。「知的意味」という用語は、大略、言語共同体において共有される客観的、離散的な区別(たとえば *bureau* と *table* の区別)にもとづく意味のことを指す。いわゆる適格文と非文の間にも、知的意味の弁別がある。たとえば(7)と(8)では *question* と *urgence* を入れ換えることができる。つまり *question* と *urgence* が、条件(a)を満たす。また *question* と *urgence* の入れ換えによって、(7)

や(8)の意味に客観的、離散的な弁別が生じる。つまり *question* と *urgence* が、条件(b)を満たす。したがって(7)の *question* と(8)の *urgence* は、この文脈(*j'ai une ...*)において異なる表意単位の実現形だと考えてよい。

- (7) J'ai une *question*. (Maxime Chattam, *Le sang du temps*, Collection Pocket, 2005, p.222)
- (8) J'ai une *urgence*. (Guillaume Musso, *Seras-tu là ?*, Collection Pocket, 2006, p.157)

X、Yが条件(a)を満たすが条件(b)は満たさない文脈において、XとYは同一の表意単位の実現形である。これらは、自由変異体(文脈の一点で入れ換えが可能な変異体)の関係にあると言われる。たとえば *je paie* の *paie* と *je paye* の *paye* を入れ換えても発話の知的意味に弁別が生じなければ、この文脈での *paie* と *paye* は同一の表意単位の実現形であると考えざるをえない。

X、Yが条件(a)を満たさない文脈において、XとYは条件変異体の関係にある可能性がある。たとえば *ce garçon* の *ce* と *cette fille* の *cette* を同じ表意単位の実現形であるとしなしてよいとすれば、それは、これらの *ce* と *cette* の間に意味の同一性ないしは類似性があるからだけでなく、当該文脈において *ce* と *cette* を入れ換えることができないからでもある。これらは、条件変異体(文脈の一点での入れ換えが不可能な変異体)の関係にあると言われる。

一般に、X、Yが条件(a)を満たさない文脈においては、XとYが同一の表意単位の実現形であるのか異なる表意単位の実現形であるのかを検証する必要がない。第一に、X、Yのどちらも現れない文脈では、XとYの同一性や非同源性ははじめから問題とならない。存在しないXを存在しないYと比較しても意味がないからである。第二に、XとYのうち一方だけしか現れない文脈においても、XとYの同一性や非同源性は問題とならない。このような文脈には、比較対象となるX(あるいはY)が存在しないからである。条件(a)を満たす文脈のないX、Yが同一の表意単位の実現形であるのかそうでないのかを検証するには、特定の文脈を離れてメタ言語的な観点をとる必要がある。

### 1.1.3 表意単位の実現形が現れる位置

同一の表意単位の実現形は、発話において、異なる位置に現れる可能性がある。たとえば(9)の *jeune* が *homme* の前にあるのに対して、(10)の *jeune* は *homme* の後ろにある。だからといって(9)の *jeune* と(10)の *jeune* が、あるいは(9)の *homme* と(10)の *homme* が、異なる表意単位の実現形であるとはかぎらない。同様に、発話の冒頭にある(11)の *heureusement* と発話の冒頭でない(12)の *heureusement* が、異なる表意単位の実現形

<sup>1</sup> 表意単位には、大きく分けて、最小の表意単位である記号素と、複数の記号素からなる連辞がある。

であるとはかぎらない。

- (9) [...] ; c'était un grand *jeune homme* gras avec des lunettes. (Ernest Hemingway, *Paris est une fête*, Collection Folio, 1964, p.109)
- (10) Ce n'était pas un *homme jeune*. (Georges Simenon, *L'évadé*, Collection Folio, 1936, p.107)
- (11) *Heureusement*, la station de métro n'était pas loin. (Guillaume Musso, *Sauve-moi*, Collection Pocket, 2005, p.17)
- (12) Warren était *heureusement* un garçon rationnel, [...]. (Maxime Chattam, *Le 5<sup>e</sup> règne*, Collection Pocket, 2003, p.70)

したがって表意単位の実現形が当該の発話中に現れる位置の違いは、その実現形が発話の他の部分に対しても統辞関係の違いを反映しているとはかぎらない。(9)における *homme* と *jeune* の統辞関係と (10)における *homme* と *jeune* の統辞関係が同一であるのかそうでないのかを、*jeune* の位置の違いだけを論拠に決定することはできない。(11)における *heureusement* と *la station de métro n'était pas loin* の統辞関係が (12)における *heureusement* と *Warren était un garçon rationnel* の統辞関係と同一であるのかそうでないのかを決めるには、*heureusement* の出現位置の違い以外の論拠が必要である。

## 1.2 動詞記号素の定義

### 1.2.1 動詞記号素を意味的に定義することはできない

動詞記号素という概念を、意味だけにもとづいて定義することはできない。たとえば (13) の *doute* と (14) の *doute* に意味的な相違があるとすれば、その相違は (13) の *doute* が動詞記号素の実現形であるのに対して (14) の *doute* は名詞記号素の実現形であるという、統辞的な相違に帰着する。少なくとも *doute* という切片が動詞記号素の実現形であるのか名詞記号素の実現形であるのかが判明しないかぎり、その意味を正確に記述することは不可能である。そもそも「意味」の定義には、定説がないのが現状である<sup>2</sup>。意味の定義が明確でないかぎり「意味」による定義もまた、不明確にならざるをえない。

- (13) Je *doute* qu'il obtienne un visa. (Marc Levy, *La première nuit*, Collection Pocket, 2009, p.101)
- (14) Le *doute* s'empare de moi. (Brigitte Aubert, *Transfixions*, Collection Points, 1998, p.193)

したがって、動詞記号素は統辞的な観点から定義すべきである。動詞記号素という概念は、本来的に統辞的な

ものである。実際 *doute* という実現形が動詞記号素の実現形であるのか名詞記号素の実現形であるのかは、たとえば (13) の *doute* が *je* をともなうのに対して (14) の *doute* は *le* をともなうというような、*doute* と発話の他の部分の統辞関係にもとづいてしか判定することができない。

### 1.2.2 動詞記号素の統辞的な定義

動詞記号素は、述辞に特化した記号素の一つである。動詞記号素は、非動詞化記号素 (現在分詞記号素, 過去分詞記号素, 不定詞記号素, ジェロンディフ記号素) や従属接続詞記号素, 関係詞記号素をとまなわなにかぎり、たとえば (15) の *arrive* のように、述辞としてしか用いることができない。(16) の *arrivant*, (17) の *arrivé*, (18) の *arriver*, (19) の *en arrivant* が述辞でなくてよいのは、これらに、動詞記号素を非動詞化する記号素の実現形が含まれているからである<sup>3</sup>。つまり (16) の *arrivant* には現在分詞記号素の実現形, (17) の *arrivé* には過去分詞記号素の実現形, (18) の *arriver* には不定詞記号素の実現形そして (19) の *en arrivant* にはジェロンディフ記号素の実現形が含まれている<sup>4</sup>。(20) の *arrive* が述辞でなくてよいのは、それが、*quoi que* という従属接続詞記号素の実現形をとまなうからである。(21) の *arrive* が述辞でなくてよいのは、*qui* という関係詞記号素の実現形の存在による。

- (15) Mon équipe *arrive* à 9h. (*Elle*, 24 janvier 2005, p.104)
- (16) Et soudain, elle fût là, vêtue d'astrakan, coiffée d'une toque, la gaieté aux yeux, comme Cendrillon *arrivant* au bal. (Pierre Boileau & Thomas Narcejac, *Terminus*, Collection Folio, 1980, p.153)
- (17) À peine *arrivé*, Georges est déjà accepté par la famille. (Marc Levy, *Les enfants de la liberté*, Collection Pocket, 2007, p.330)
- (18) Ça peut *arriver*. (Fred Vargas, *Ceux qui vont mourir te saluent*, Collection J'ai lu, 1994, p.175)
- (19) *En arrivant* devant la maison, il finit par se détendre. (Marc Levy, *La prochaine fois*, Collection Pocket, 2004, p.125)
- (20) N'oublie pas, *quoi qu'il arrive*, que je t'aime : c'est vrai ! (Sébastien Japrisot, *La passion des femmes*, Collection Folio, 1986, p.382)
- (21) Le premier *qui arrive* fait ce qu'il a à faire. (Guillaume Musso, *L'appel de l'ange*, Collection

<sup>2</sup> たとえば意味を「指示対象」とする考え方もあれば「指示対象」という概念を用いなくて意味を定義する考え方もある。

<sup>3</sup> たとえば *arrivant*, *arrivé*, *arriver*, *en arrivant* には、同一の動詞記号素の実現形が含まれる。したがって、これらには、動詞記号素以外の記号素の実現形も含まれていると考えざるをえない。詳細は川島 (2013a) や川島 (2013b) を参照。

<sup>4</sup> 現在分詞記号素とは別に、ジェロンディフ記号素が存在する。つまりジェロンディフをつくる表意単位は (*en* を実現形とする) 前置詞記号素と現在分詞記号素の連辞ではなく、*en* ...ant 全体を実現形とする単一の記号素である。このことは川島 (2013a) や川島 (2013b) で論証した。

Pocket, 2011, p.431)

述辞に特化した記号素のなかで、主辞機能を要請できるのは動詞記号素だけである。問投詞記号素と節的記号素 (oui, non, si) もまた、述辞に特化した記号素である<sup>5</sup>。しかし(22)の allô や(23)の aïe のような問投詞記号素の実現形は、主辞機能を要請することができない。(24)の oui, (25)の non, (26)の si のような節的記号素が、主辞機能を要請することもない。主辞機能をもつことができるのは、動詞記号素だけである。

(22) Allô ! (Nicole de Buron, *Qui c'est, ce garçon ?*, Collection J'ai lu, 1985, p.11)

(23) Et son mari le sait. Aïe. (Agnès Abécassis, *Au secours, il veut m'épouser !*, Collection Le Livre de Poche, 2007, p.266)

(24) Oui, j'en suis persuadée. (*Elle*, 11 avril 2005, p.84)

(25) Non, tu mens, [...]. (Guillaume Musso, *Je reviens te chercher*, Collection Pocket, 2008, p.62)

(26) — C'est pas vrai. — Si c'est vrai. (Anna Gavalda, *Je voudrais que quelqu'un m'attende quelque part*, Collection J'ai lu, 1999, p.108)

したがって動詞記号素は、述辞に特化した、主辞機能を要請できる記号素だと定義してよい。たとえば(15)の arrive は、この発話の述辞である。そして(15)の arrive は、mon équipe という主辞機能が現れるための基盤でもある。したがって(15)の arrive には、動詞記号素の実現形が含まれると考えてよい<sup>6</sup>。

### 1.3 表意単位の対立の解消

#### 1.3.1 表意単位の対立

表意単位の複数の実現形 (X, Y と記号化する) が対立すると言われるためには、X と Y が、少なくとも次の 2 条件を満たすことが必要である。(a) X と Y を、文脈の一点で入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。たとえば(27)の marié と(28)の célibataire は、相互に入れ換えることができる。つまり marié と célibataire が、条件(a)を満たす。そして marié と célibataire を入れ換えることによって、(27)と(28)の知的意味に弁別が生じる。つまり marié と célibataire が、条件(b)を満たす。したがって marié と célibataire は、この文脈 (je suis ...) において対立すると言ってよい。X, Y が対立することは、X, Y が異なる表意単位の実現形であることと同義である(1.1.2を参照)。

(27) En fait... en fait, je suis *marié*. (Guillaume Musso, *Sauve-moi*, Collection Pocket, 2005, p.72)

(28) Je suis *célibataire*. (Brigitte Aubert, *Funérarium*, Collection Points, 2002, p.68)

X, Y が対立するかしないかについては、文脈ごとの個別の検証が必要である。ある文脈で対立する X, Y が、別の文脈でも対立するとはかぎらないからである(1.3.2を参照)。たとえば、ある文脈において定冠詞記号素の実現形である [la] は、別の文脈では直接目的代名詞記号素の実現形かもしれないし、何らかの固有名詞記号素の実現形かもしれない。あるいは laboratoire の実現形の第一音節かもしれない。定冠詞記号素の実現形である [la] は、不定冠詞記号素の実現形である [yn] と対立する文脈がある。しかし、laboratoire の実現形の第一音節の [la] が [yn] と対立する文脈はない。

#### 1.3.2 表意単位の対立の解消

ある文脈で存在する対立が別の文脈で消失する現象を「対立の解消」と総称する。たとえば一方に X, Y (表意単位の実現形) が対立する文脈があり、他方に X, Y が対立しない文脈があるとしよう(1.3.1を参照)。このとき前者の文脈で存在した X と Y の対立が、後者の文脈で「解消」していると考えることができる。後者の文脈で存在しない X, Y の対立が、前者の文脈で「出現」すると考えてもよい。いずれにせよ、X, Y が対立する文脈と対立しない文脈があるという事実にかわりはない。

ある文脈で対立する X, Y に機能的な共通部分があり、その共通部分を備えた実現形が他の文脈では一つも現れない場合、後者の文脈において X と Y の対立は解消する。X, Y の機能的な共通部分を備えた実現形には、X や Y も含まれる。したがって、その文脈に X と Y はどちらも現れることがない<sup>7</sup>。X, Y がどちらも存在しない文脈にあって、X と Y が対立しえないことは自明である(1.3.1を参照)。

X と Y が対立する文脈が存在することは、X と Y に対立の解消が生じるための前提条件の一つである。X, Y が対立する事例がなければ、X と Y の対立が解消することもない。X, Y に対立の解消を認定するには、X, Y に対立がある文脈と対立がない文脈の両方が存在しなければならない。

この前提条件は、X と Y に機能的な共通部分があることを意味する。X と Y に機能的な共通部分がなければ、X と Y が対立する文脈が存在しないことになる。表意単位の実現形である X, Y が対立する文脈が存在するのであれば、X と Y には少なくとも「その文脈に現れうる」という機能的な共通部分があるはずだからである。したがって X と Y に機能的な共通部分があることもまた、X

<sup>5</sup> 節的記号素 (monème propositionnel) については、MARTINET (1979) や川島 (1999) を参照。

<sup>6</sup> いわゆる助動詞記号素は、動詞記号素とは異なる記号素である。助動詞記号素の定義については川島 (2012) を参照。

<sup>7</sup> X, Y の機能的共通部分を備えた実現形が現れるが、それらの間に対立が成立しないとき、その文脈において X, Y の対立は「中和」と言われる。中和は、対立の解消の上位概念である。中和についての詳細は、たとえば MARTINET (1968) や AKAMATSU (1988) を参照。

と Y に対立の解消を認定するための前提条件とみなしてよい。

#### 1.4 動詞記号素と複合過去記号素

複合過去の動詞形には、動詞記号素の実現形が含まれる。たとえば (29) の *ai cherchée* と (30) の *cherche* に、同一の記号素の実現形が含まれることは明らかである。これらの実現形は (29) や (30) の述辞であり、*je* という主辞機能が現れるための基盤でもある。つまり、動詞記号素の実現形としての定義を満たしている (1.2.2 を参照)。

(29) *Je t'ai cherchée partout.* (Guillaume Musso, *Seras-tu là ?*, Collection Pocket, 2006, p.284)

(30) *Je te cherche partout !* (Sempé-Gosciny, *Le petit Nicolas*, Collection Folio, 1960, p.54)

複合過去の動詞形には、複合過去記号素の実現形が含まれる。(29) の *ai cherchée* と (30) の *cherche* を比べてみれば、*ai cherchée* に動詞記号素以外の表意単位の実現形が含まれていることは明らかである。複合過去の動詞形を特徴づけるこの実現形を、複合過去記号素の実現形と呼ぶ。

したがって複合過去の動詞形には、動詞記号素の実現形と複合過去記号素の実現形が含まれる。たとえば (29) の *ai cherchée* には、動詞記号素の実現形だけでなく、複合過去記号素の実現形も含まれていることになる。よって、動詞記号素と複合過去記号素は異なる記号素だと考えてよい。

## 2. 複合過去記号素における動詞記号素の対立の解消

### 2.1 複合過去記号素における動詞記号素の不在

複合過去記号素は、動詞記号素の定義を満たさない。たとえば (31) の *a eu* から動詞記号素の実現形を除去した残りの切片には、複合過去記号素の実現形が含まれる (1.4 を参照)。この実現形は、(31) の述辞ではない (1.2.2 を参照)。複合過去記号素が、たとえば *un empêchement* のような目的辞をとることはありえない。目的辞をとることができるのは、動詞記号素だけである。複合過去記号素が、*elle* のような主辞機能を要請することもない (1.2.2 を参照)。実際 (31) から複合過去記号素の実現形を除去したとしても、*elle* や *un empêchement* の存在に影響は生じない。

(31) *Elle a eu un empêchement ?* (Pierre Boileau & Thomas Narcejac, *Terminus*, Collection Folio, 1980, p.117)

(32) *Marie raccroche sec, sans avoir remercié.* (Pierre Siniac, *Femmes blafardes*, Collection Rivages/Noir, 1981, p.161)

(33) *Nous devons être partis dans une heure.* (Fred Vargas, *Dans les bois éternels*, Collection J'ai lu,

2006, p.353)

つまり、複合過去記号素は動詞記号素とは異なる記号素である。複合過去記号素の実現形が、述辞となるような事例は存在しない。主辞機能を要請することもできない。たとえば (32) の *avoir remercié* に含まれる複合過去記号素の実現形が、主辞機能をもつことはありえない。(32) の *Marie* は、*raccroche* に含まれる動詞記号素の実現形の主辞である。同様に (33) の *être partis* に含まれる複合過去記号素の実現形が、主辞機能をもつこともない。(33) の *nous* は、*devrons* に含まれる動詞記号素の実現形の主辞である。

したがって、複合過去記号素の実現形に動詞記号素の実現形が現れることはない。複合過去記号素は、動詞記号素とは異なる記号素だからである (1.4 を参照)。たとえば (31) の *a eu* に含まれる複合過去記号素の実現形は、動詞記号素の実現形を含んではいない。(31) の *a eu* における動詞記号素の実現形は、この *a eu* から複合過去記号素の実現形を除去した残りの部分にある。

### 2.2 複合過去記号素における動詞記号素の対立の不在

複合過去記号素において、動詞記号素の対立は解消すると考えられる。複合過去記号素の実現形に、動詞記号素の実現形が現れることはありえないからである (2.1 を参照)。動詞記号素が現れえない文脈にあって、動詞記号素が対立しえないことは自明である。動詞記号素が現れることのできない文脈では、動詞記号素の実現形を他の動詞記号素の実現形と入れ換えることは不可能である (1.3.1 を参照)。

(34) *J'ai compris.* (Fred Vargas, *Les jeux de l'amour et de la mort*, Édition du Masque, 1986, p.75)

(35) *J'ai sommeil.* (Brigitte Aubert, *Rapports brefs et étranges avec l'ombre d'un ange*, Collection J'ai lu, 2002, p.61)

(36) *Je suis sorti.* (Sébastien Japrisot, *La dame dans l'auto avec des lunettes et un fusil*, Collection Folio, 1966, p.290)

(37) *Je me prends la tête, donc je suis.* (Frédéric Beigbeder, *L'Égoïste romantique*, Collection Folio, 2005, p.113)

複合過去の動詞形から動詞の過去分詞形を除去した残りの切片には、動詞記号素の実現形と同形の切片が含まれる。たとえば (34) の *ai compris* から *compris* を除去した残りの *ai* は、動詞記号素の実現形を含む (35) の *ai* と同じかたちである。(36) の *suis sorti* から *sorti* を除去した残りの *suis* は、動詞記号素の実現形を含む (37) の *suis* と同形である。

(38) *À quinze heures, il avait fini.* (Brigitte Aubert, *Funérarium*, Collection Points, 2002, p.51)

(39) *Mai finissait.* (Sébastien Japrisot, *Piège pour*

*Cendrillon*, Collection Folio, 1965, p.141)

ただし、複合過去の動詞形から動詞の過去分詞形を除去した残りの切片には、動詞記号素の実現形は含まれない。同形であることは、同一の記号素の実現形であることを保証しない(1.1.1を参照)。③4の ai や③6の suis は、複合過去記号素の実現形の一部である(1.4を参照)。複合過去記号素は、動詞記号素とは異なる記号素である(2.1を参照)。よって③4の ai や③6の suis に、動詞記号素の実現形は含まれていないと考えてよい。③8の avait には、動詞記号素の実現形を含む③9の finissait と同様に、半過去記号素の実現形が含まれる。この事実も、③8の avait に動詞記号素の実現形が含まれていることを意味しない。半過去記号素の実現形が、いつも動詞記号素の実現形と同一の語中にあるとはかぎらないからである。同じ表意単位の実現形は、異なる位置に現れる可能性もある(1.1.3を参照)。

なお動詞記号素は、それらの間に対立の解消を認めるための前提条件を満たしている。動詞記号素は述辞に特化しているのだから、述辞として互いに対立する文脈が存在する(1.3.2を参照)。また動詞記号素には、少なくとも、それらが動詞記号素であるという機能的共通部分もある(1.3.2を参照)。

### 2.3 複合過去記号素における動詞記号素の区別の不在

複合過去記号素においては、動詞記号素を他の動詞記号素と入れ換えることが不可能である。複合過去記号素の実現形に、動詞記号素の実現形が現れることはありえないからである(2.1を参照)。④0の ai été から動詞記号素の実現形を除去した残りの部分には、動詞記号素の実現形は含まれない。

(40) *J'ai été marié douze ans.* (*Elle*, 4 avril 2005, p.104)

したがって複合過去記号素において、ある動詞記号素を他の動詞記号素と区別することはできない。複合過去記号素の実現形において、動詞記号素の実現形を入れ換えることはできないからである。つまり複合過去記号素にあっては、複数の動詞記号素の実現形が異なる表意単位の実現形として認定されるための条件が満たされていない(1.1.2を参照)。

(41) *J'ai mes principes.* (Anna Gavalda, *Ensemble, c'est tout*, Collection J'ai lu, 2004, p.89)

(42) *Enfin je suis. Nous sommes. J'existe.* (Sylvie Testud, *Il n'y a pas beaucoup d'étoiles ce soir*, Collection Le Livre de Poche, 2003, p.183)

(43) *Je bois par faiblesse.* (Frédéric Beigbeder, *L'Égoïste romantique*, Collection Folio, 2005, p.173)

実際、複合過去の動詞形から動詞の過去分詞形を除去した残りの切片に、どの動詞記号素の実現形が含まれるのかを具体的に特定することは、論理的に不可能である。たとえば④0の ai に、動詞記号素の実現形が含まれると

仮定してみよう。この実現形を④1の ai に含まれる動詞記号素の実現形と同じものと考えても、④2の suis に含まれる動詞記号素の実現形と同じものと考えても、あるいは④3の bois に含まれる動詞記号素の実現形と同じものと考えてさえ、そこに論理的な矛盾は生じない。表意単位とその実現形は、一対一に対応するわけではないからである(1.1.1を参照)。形だけを論拠にするかぎり、表意単位とその実現形の対応関係を特定することは不可能である。よって④0の ai に含まれると仮定した動詞記号素の実現形は、論理的には、いかなる動詞記号素の実現形であってもおかしくないことになる。このような不都合が生じたのは、④0の ai に動詞記号素の実現形が含まれるとする仮定が、そもそも間違っているからにほかならない。

### 3. まとめ

複合過去記号素において、動詞記号素の対立は解消する。複合過去記号素の実現形に、動詞記号素の実現形は現れないからである。④4の ai や④5の suis に、動詞記号素の実現形は含まれていない。

(44) *J'ai sorti les poings.* (Marc Levy, *Toutes ces choses qu'on ne s'est pas dites*, Collection Pocket, 2008, p.200)

(45) *J'ai réfléchi un moment et je suis sorti.* (Philippe Djian, *Zone érogène*, Collection J'ai lu, 1984, p.87)

したがって複合過去記号素において、ある動詞記号素を他の動詞記号素と区別することはできない。実際、複合過去の動詞形から動詞の過去分詞形を除去した残りの切片に、どの動詞記号素の実現形が含まれているのかを具体的に特定することは、論理的に不可能である。たとえば④4の ai や④5の suis に、どの動詞記号素の実現形が含まれていると仮定したとしても、論理的な矛盾が生じることはない。

### 参考文献

- AKAMATSU, Tsutomu (1988), *The Theory of Neutralization and the Archiphoneme in Functional Phonology*, John Benjamins.
- 川島浩一郎 (1999) 「等位接続詞 mais と非動詞文 oui, si, non について」『言語・地域文化研究』5, 東京外国語大学大学院地域文化研究科, 43-55.
- 川島浩一郎 (2004) 「日本語の促音音素 /q/ と中和について」『武蔵野美術大学研究紀要』34, 25-32.
- KAWASHIMA, Koichiro (2010), "Neutralisation en japonais. Une application de la théorie d'André Martinet au Japon", Klein, J.R. et F. Thyron (eds), *Les études françaises au Japon. Tradition et renouveau*,

Presses Universitaires de Louvain, 119-126.

川島浩一郎 (2012) 「助動詞の定義と Pouvoir」『福岡大学研究部論集』A：人文科学編 Vol. 11 No. 4, 39-48.

川島浩一郎 (2013a) 「動詞を非動詞化する記号素について—現在分詞記号素, 過去分詞記号素, 不定詞記号素, ジェロンディフ記号素—」『福岡大学人文論叢』44-4, 765-788.

川島浩一郎 (2013b) 「非動詞化記号素における対立」『ふらんぼー』38, 東京外国語大学フランス語研究室, 13-30.

MARTINET, André (1968), "Neutralisation et syncrétisme", *La Linguistique* 4-1, 1-20.

MARTINET, André (1979), *Grammaire fonctionnelle du français*, Didier.